

令和2年度 部長マニフェスト 子ども家庭部長

部の概要		
所属課と人員 (R2.4.1現在)	児童青少年課(施策推進担当含む)・子育て支援課	256人



部の運営方針

子ども家庭部は、国立市第5期基本構想第2次基本計画において、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の基本理念であるソーシャル・インクルージョンを念頭に、基本施策3[安心して子どもを産み育てられる子育て支援]・基本施策4[すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援]により個々の具体的な取組みを進めてまいりますが、新型コロナウイルス感染症により、日本では、初めて「緊急事態宣言」が発出され未曾有の事態となりました。現在、新規感染者数は減少傾向にありますが、企業や個人事業主等は厳しい状況に追い込まれ全国的に経済停滞となり、多くの子育て家庭等の収入にも影響を及ぼしています。また、このような状況下において相談・支援を必要とする子育て家庭や児童虐待等は増加傾向にあります。

今後、第2波が予想される中、どのように安全で安心な保育・幼児教育環境を、子どもたちが自分らしく輝き成長できる環境を整えられるか、そのために保護者と子どもが良好な愛着形成を築けるよう、子育て家庭に個別・具体的な寄り添い型の支援を進めることができるか、行政の真価が問われる時です。子ども家庭部は各課・係・職員が一体となり「住みたい」「住み続けたい」まちの実現を目指します。

令和2年度の重点項目

項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	「(仮称)子ども基本条例の策定準備」 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」と「子どもの権利条約」の理念を踏まえ、幼児教育を推進し、子どもが主体的に育っていく仕組みづくりとして、子どもたちの育ちを支え、だれも取り残さない安定した社会を創ることを目的とした、「(仮称)子ども基本条例」の令和3年度策定を目指します。そのために、今現在を生きる子どもたち自身が何に悩み何を求めているのか、自分たちが住むまちをどうしていきたいと感じているのか、直接声を聞くためのワークショップ等の機会を設けてまいります。	「(仮称)子ども基本条例」策定に向け、まず、議論のたたき台を作るために、事務局職員において子どもを取り巻く現代的課題や目指すべき子ども像、大人が果たすべき役割等について協議を重ねました。並行して子どもたちから直接声を聞く機会として、令和元年度に引き続き、青少年サミットを開催し、コロナ禍における人と人とのつながりについて実施しました。令和3年度は多くの子どもの声を聴きながら条例の具体的体系化に向けた検討を進めます。	C
2	産前産後サポート(産後ケア)事業の実施 新型コロナウイルス感染症の影響から、予定していた里帰り出産が出来ない妊産婦が増加しているため、産前から子育て期に渡る切れ目の無い支援を展開する「子育て世代包括支援センター事業」の中核事業の一つである、「産後ケア事業」の必要性は高まっています。委託先となる産科医院や助産院等と連携しながら、感染症対策を講じたうえで、産前から子育て家庭に寄り添った支援に取り組んでまいります。	産後ケア事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、委託事業者である助産院との調整を進めることが難しかったことから、当初予定していた7月からの事業開始スケジュールからは大幅に遅れたものの、令和3年1月から実施しました。今後も委託先となる助産院と連携をしながら、妊産婦を中心に市民周知を図っていくことによって、子育て家庭に寄り添った支援に取り組んでまいります。	B
3	児童発達支援センター整備に伴う児童発達支援事業の整理・統合 令和2年10月の児童発達支援センター開設に伴い、市内の児童発達支援事業所との連携強化を図りながら、市における児童発達支援事業の役割と機能について、〈にたち子どもの夢・未来事業団を中心に〉取り組んでいる幼児教育に抱合した児童発達支援との連携も視野に入れながら、通所事業等の整理・統合を実施してまいります。	令和3年第1回定例会において、通所事業「びーす」の廃止に伴い、公の施設である発達支援室を廃止する、「国立市発達支援室条例を廃止する条例案」が可決の上、保護者から寄せられた意見を元にした付帯決議がなされました。今後は、広く保護者の意見を聴取しながら、地区担当保健師を中心とした相談支援体制の強化・充実を図り、市内の全ての発達相談を必要とする子育て家庭に対して寄り添った支援を行ってまいります。	B

4	幼児教育推進プロジェクト推進事業	<p>国立市の幼児教育環境の向上を目指し、事業の委託先である 国立市子どもの夢・未来事業団と密に連携をとりつつ、市内幼稚園、保育園とも連携しながら、引き続き取り組みを進めます。令和2年度は東京都からの受託事業である就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究協力地区事業を教育委員会及び事業団と協力・調整の上、実施し、幼保小連携の取組を進めるとともに、矢川複合公共施設での幼児教育センター開設に向け、事業団をはじめとした関係機関と調整を進めてまいります。</p>	<p>東京都から受託した就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究協力地区事業については、教育委員会、事業団とも連携の上、幼保小連携の推進委員会を開催し、現状や課題を把握するためのアンケートの実施や幼保小のよりスムーズな連携のためのプログラム作成等に向けた検討を行いました。</p> <p>また、保育園、幼稚園、小学校の職員が交流する機会を設け、それぞれの施設に職員が訪問し、それぞれの取組を実際に見学するなど、実際の連携を進めた。令和3年度も事業を継続して実施しより具体的なこれから幼保小連携のあるべき形を模索いたします。</p>	B
5	児童虐待防止に向けた取り組みの強化	<p>国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会(要保護児童対策地域協議会)を中心に、児童虐待予防・早期発見に関して、市民等へ啓発するとともに、幼児教育施設や小中学校等への研修を通じて、さらなる連携強化を図っていくことによって、子ども家庭支援センターの機能を強化し、新型コロナウイルス感染症による外出自粛明けから、急増している児童虐待への対応を確実に行ってまいります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大に状況の中で、国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会(要保護児童対策地域協議会)を中心に、市民等への虐待予防・早期発見について引き続き啓発活動を行うとともに、市内保育園や小中学校などへの研修の実施などを通じて、さらなる連携強化を図りました。子ども家庭支援センターの機能強化を図り、「子どもの最善の利益」を念頭に置いて増加傾向にある児童虐待への対応を確実に行ってまいります。</p>	B

【達成度】 A...100% B...80%以上100%未満 C...50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満